

○姫路市立夢前福祉センター条例施行規則

平成19年6月25日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市立夢前福祉センター条例(平成19年姫路市条例第47号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により、市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、あらかじめ姫路市立夢前福祉センター使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書は、使用しようとする日(以下「使用期日」という。)の属する日の1箇月前の月の初日から使用期日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用券等の交付等)

第3条 別表第1左欄に掲げる健康づくり施設の施設を利用しようとする者は、あらかじめ同表右欄に定める利用券等の交付を受けなければならない。

2 市長は、使用許可をしたときは、当該申請者に姫路市立夢前福祉センター使用許可書(以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

3 利用券等又は使用許可書の交付を受けた者は、利用の際には利用券等又は使用許可書を携帯し、姫路市立夢前福祉センター(以下「センター」という。)の係員の提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(使用時間の延長)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間(以下「使用時間」という。)を超過し、又は時間を早めに当該施設を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該施設の管理に支障があるときは、これを許可しない。

(使用中止届)

第5条 使用者は、老人福祉支援施設の施設の使用を中止しようとするときは、姫路市立夢前福祉センター使用中止届に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 条例第12条第3項に規定する規則で定める附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)の使用料の額は、別表第2に定める額とする。

(使用料の納付)

第7条 使用料は、次の各号に掲げるセンターの施設の区分に応じ、当該各号に定める際に納付しなければならない。

- (1) 健康づくり施設 利用券等の交付を受ける際
- (2) 老人福祉支援施設 使用許可書の交付を受ける際

2 第4条の規定により使用時間の延長の許可を受けて老人福祉支援施設の施設を使用する場合の当該使用時間の延長に係る使用料は、使用の終了後直ちに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるセンターの施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 健康づくり施設

- ア 市が使用する場合 使用料の全額
- イ 市長が介助が必要と認める条例別表第2備考第2項に規定する障害者を介助する者が利用する場合 使用料の全額
- ウ その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

(2) 老人福祉支援施設

- ア 市が使用する場合 使用料の全額
- イ 社会福祉の向上を促進する活動を行う団体で市長が承認する団体が、当該活動のために条例第7条ただし書の規定により使用する場合 使用料の5割に相当する額
- ウ 使用者が市と共同で使用する場合 使用料の5割に相当する額
- エ その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、姫路市立夢前福祉センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第11条第3号又は第4号に該当する場合 既納の使用料の全額
- (2) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
- (3) 施設の使用を中止しようとする使用者から次に掲げる期日までに使用中止届が提出された場合
 - ア 使用期日前14日 既納の使用料の5割に相当する額
 - イ 使用期日前7日 既納の使用料の3割に相当する額
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、姫路市立夢前福祉センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(端数計算の処理)

第10条 この規則における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(整理人の配置)

第11条 使用者は、市長が必要と認めるときは、センター内外の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。

(附属設備等の返還)

第12条 使用者は、附属設備等の使用を終わったときは、直ちに当該附属設備等を所定の位置に戻し、センターの係員の点検を受けなければならない。

(読替え)

第13条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条から第5条まで、第8条第1項第1号ア及び第2項、第9条第2項並びに第11条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第14条 条例第21条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第21条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第15条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第16条 条例第25条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に次に掲げる事項

を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(利用料金)

第17条 条例第27条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、第7条（見出しを含む。）、第8条第2項及び第9条第2項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

2 条例第27条第5項に規定する市長が別に定める場合は、第9条第1項各号に掲げる場合とする。この場合において、同項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第14条、第15条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

第2条 〔略〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占用使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	利用券等
温水プール	姫路市立夢前福祉センター温水プール利用券

	姫路市立夢前福祉センター温水プール回数券
トレーニングルーム	姫路市立夢前福祉センタートレーニングルーム利用券 姫路市立夢前福祉センタートレーニングルーム回数券
温水プール及びトレーニングルーム	姫路市立夢前福祉センター共通利用券 姫路市立夢前福祉センター共通回数券 姫路市立夢前福祉センターデイトタイム定期利用券 姫路市立夢前福祉センターフルタイム定期利用券

別表第2(第6条関係)

名称	単位	使用料(1時間につき)	備考
		円	
液晶プロジェクター	1台	300	
マイクロホン	1本	100	マイクスタンドを含む。